

農畜水産業生産性向上緊急対策事業Q&A

No.		質問	回答
1	対象者関係	誰が申請できますか。	神戸市内在住で、農畜産業タイプでは前年の農産物販売金額が300万円以上の販売農家であり、①原則、地域計画に位置付けられている販売農家、②畜産業を営む販売農家、水産業タイプでは③神戸市内の漁業協同組合に所属する組合員が対象です。
2		神戸市内の農地で営農していますが、市外在住でも申請できますか。	できません。本事業の補助対象者は神戸市内在住者に限られます。
3		認定農業者でなくても申請できますか。	申請できます。認定農業者であることは要件としていません。ただし、農業分野では原則として地域計画に位置付けられている販売農家が対象です。
4		前年の農産物販売金額300万円以上はどのように確認しますか。	確定申告書や販売実績資料など、販売金額が確認できる書類を提出していただきます。
5		前年のみ農産物販売金額300万円未満だった場合は対象になるか。	対象になりません。 (前前年に300万円以上ある場合でも対象になりません。)
6		地域計画に位置付けられていない場合は、申請できませんか。	補助の申請時に位置づけがなくても申請は可能です。現在位置づけされていない場合は、申請と並行して、地域計画変更手続きを進めてください。手続きの詳細は、お近くの農業振興センターへご相談ください。
7		集落に地域計画がない場合は、申請できませんか。	集落に地域計画がない場合も申請は可能ですが、策定に向けた地域内での協議を進めてください。詳細は、お近くの農業振興センターへご相談ください。
8		市内在住の販売農家ですが、市外の農地に機器・設備を導入できますか。	補助対象となる機器・設備等の導入場所は神戸市内に限ります。
9		法人経営と個人経営の両方でそれぞれ300万円以上の農業所得があります。 法人と個人で申請し、それぞれ50万円の補助はもらえますか。	補助対象は、法人・団体等または個人のいずれか一方のみです。法人・団体等が申請する場合は構成員名簿を提出いただき、構成員個人から申請がある場合も含め、法人・団体等と個人の重複申請は認められません。
10		子供だけでは300万の販売実績がないが、親子で合算すると要件を超える場合、子供の名義で申請できないか。	申請できません。申請者は、要件の確認のため、前年の販売金額が300万円以上であることを示す書類と同じ名義である必要があります。
11		個人の販売金額では300万円に届かないが、所属している法人団体の従事分量配当に応じた販売金額を含めれば300万円以上となる場合、対象になりますか。	対象になります。根拠となる資料として、申請者個人の販売金額と所属している法人団体の販売金額、および従事分量配当の根拠となる書類等を揃え、個人当たりの販売金額が300万円以上であることを示してください。

No.		質問	回答
12	申請手続き 関係	申請方法を教えてください。	農畜産業タイプは原則としてe-KOBEによるオンライン申請、水産業タイプは所属する漁業協同組合を通じて申請します。
13		申請は何回までできますか。	1事業者につき1回までです。ただし、申請を取り下げた場合や不採択となった場合は再申請が可能です。
14		交付申請後、交付決定がされるまでどれくらいかかりますか。	件数にもよりますが、申請後、添付書類等が揃い受付できてから1～2週間程度でとりまとめ交付決定の予定です。
15		事前着手はいつからのものが対象になりますか。	事前着手承認申請を提出してもらい、その承認された日以降に発注・納品・支払をしたものが対象になります。
16	対象事業費 関係	補助率と補助上限額を教えてください。	補助率は対象経費の1/2以内で、補助上限額は50万円です。ただし、水産業タイプの塗料は上限20万円です。
17		100万円の機械を購入した場合、補助金はいくらになりますか。	補助率1/2以内のため、補助金額は50万円となります。
18		補助金額に端数が出た場合はどうなりますか。	補助金額の千円未満は切り捨てとなります。
19		見積書は何社必要ですか。	事業実施の際は、原則として2社以上の見積書を取得し、安価な方を採用してください。交付申請の際には、参考として1社の見積もりまたはカタログをご用意ください。
20	対象機械・ 設備関係	どのような機械・設備が対象ですか。	栽培環境改善、ハウス・畜舎環境最適化、農作業の効率化、漁業活動の省エネ・省力化に資する機械・設備が対象です。対象機器は別表に定めるものに限られます。
21		補助対象か判断が難しい機械や設備はどうすればよいですか。	カタログや仕様書等をご準備のうえ、申請前に問い合わせ先（農水産課）へご相談ください。
22		別表に記載されていない機械は対象になりますか。	原則として対象となる機器・設備は別表に定めるものに限られます。判断が難しい場合は申請前に問い合わせ先（農水産課）へご相談ください。
23		パソコンやタブレットは対象になりますか。	対象になりません。
24		農地に設置する休憩室や簡易トイレは対象になりますか。	対象になりません。
25		ハウスのビニール張替えは対象になりますか。	対象になりません。
26		電気柵は対象になりますか。	対象になりません。その他の市単事業（農作物被害防止事業補助金）で支援しているため、そちらの利用をご検討ください。

No.		質問	回答
27	中古品関係	中古機械・設備は対象になりますか。	対象になります。ただし、耐用年数が原則2年以上残っていること、販売店から購入することなどの条件があります。
28		個人から中古機械を購入した場合も対象になりますか。	対象になりません。販売店から購入する必要があります。
29		ネットオークション、フリマアプリ等で購入した中古機械は対象になりますか。	対象になりません。
30		既存設備の修理や部品交換は対象になりますか。	対象になりません。本事業は機器・設備等の導入を対象としており、既存設備の修繕は対象外です。
31		中古品の場合も2社以上の見積書が必要です。	原則として2社以上の見積書が必要です。ただし、中古品は一点物で複数見積りの取得が困難な場合があるため、その場合は同等品で見積もりを取得してください。
32	実績報告関係	取扱業者が1社しかない場合はどうなりますか。	やむを得ない事情がある場合は、事前に問い合わせ先（農水産課）へご相談ください。
33		実績報告はいつまでに提出する必要がありますか。	事業完了後30日以内、または令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出してください。
34		実績報告後、補助金の振り込み時期はいつ頃になりますか。	実績報告いただき次第、随時、支払手続き・処理を進めていきます。
35		実績報告もe-KOBEでできますか。また、完了検査は納品書や機器の写真、型番の写真等を添付すれば大丈夫ですか。	e-KOBEで報告できます。完了検査についても、写真や書類等、必要書類を添付のうえ報告いただきましたら、確認いたします。必要な場合のみ、現地確認をいたします。